平成27年度自動車関連産業重点強化支援事業費補助金

**（新技術開発重点支援事業）**事業計画認定申請（第３回）　公募要領

　岩手県では、岩手県内での自動車部品等の供給網（サプライチェーン）の強化を図るため、「自動車関連産業重点強化支援事業」を実施することとしており、その補助金の交付申請に必要となる「事業計画」について、以下のとおり公募を行います。

**１　事業の目的**

この事業は、岩手県内での自動車部品等の供給網（サプライチェーン）の強化を目的としており、県内ものづくり中小企業が、自動車部品等の新規受注又は取引拡大を図るため、自動車関連の構成部品等の新技術開発を行う場合に要する経費の一部を補助するものです。

※「自動車部品等」とは、以下のものをいいます。

①　自動車部品

②　自動車又は自動車部品を製造するために必要な設備及び治工具

③　①及び②に類するものとして知事が適当と認めたもの

**２　補助対象者**

　　**県内ものづくり中小企業**とします。

○　「県内ものづくり中小企業」とは、ものづくり基盤技術振興基本法（平成１１年法律第２号）第２条第２項に規定するものづくり事業者で、次のいずれにも該当するものをいう。

ア　中小企業基本法（昭和３８年法律第１５４号）第２条第１項各号に規定する中小企業者であること。

イ　岩手県内に製造事業所を有すること。

**【参考１】**

**ものづくり基盤技術振興基本法（抜粋）（平成１１年法律第２号）**

（定義）

第二条 　この法律において「ものづくり基盤技術」とは、工業製品の設計、製造又は修理に係る技術のうち汎用性を有し、製造業の発展を支えるものとして政令で定めるものをいう。

２　　この法律において「ものづくり基盤産業」とは、ものづくり基盤技術を主として利用して行う事業が属する業種であって、製造業又は機械修理業、ソフトウェア業、デザイン業、機械設計業その他の工業製品の設計、製造若しくは修理と密接に関連する事業活動を行う業種（次条第一項において「製造業等」という。）に属するものとして政令で定めるものをいい、「ものづくり事業者」とは、ものづくり基盤産業に属する事業を行う者をいう。

**ものづくり基盤技術振興基本法施行例（抜粋）**

（ものづくり基盤技術）

第一条 　ものづくり基盤技術振興基本法 （以下「法」という。）第二条第一項 の政令で定める技術は、次のとおりとする。

1　設計に係る技術

2 圧縮成形、押出成形、空気の噴射による加工、射出成形、鍛造、鋳造及びプレス加工に係る技術

3 圧延、伸線及び引抜きに係る技術

4　研磨、裁断、切削及び表面処理に係る技術

5　整毛及び紡績に係る技術

6　製織、剪毛及び編成に係る技術

7　縫製に係る技術

8　染色に係る技術

9　粉砕に係る技術

10　抄紙に係る技術

11　製版に係る技術

12　分離に係る技術

13　洗浄に係る技術

14　熱処理に係る技術

15　溶接に係る技術

16 溶融に係る技術

17 塗装及びめっきに係る技術

18 精製に係る技術

19 加水分解及び電気分解に係る技術

20 発酵に係る技術

21　重合に係る技術

22　真空の維持に係る技術

23　巻取りに係る技術

24 製造過程の管理に係る技術

25　機械器具の修理及び調整に係る技術

26　非破壊検査及び物性の測定に係る技術

* 次の⑴から⑶のいずれかに該当する中小企業者（以下、「みなし大企業」という。）は、補助対象者から除きます。

　⑴　発行済み株式の総数又は出資価格の総額の２分の１以上を同一の大企業が所有していること

　⑵　発行済み株式の総数又は出資価格の総額の３分の２以上を大企業が所有していること

　⑶　大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の２分の１以上を占めていること

（ものづくり基盤産業）

第二条 　法第二条第二項 の政令で定める業種は、次のとおりとする。

1　製造業（前条各号に掲げる技術を主として利用するものに限る。） 2　自動車整備業 　　3　機械・家具等修理業

4　ソフトウェア業 5　情報処理・提供サービス業（情報処理サービス業を除き、工業の科学技術に関する研究開発に係る情報の提供を行うものに限る。） 6 デザイン業 7　機械設計業及びエンジニアリング業 8　研究開発支援検査分析業

9　理学研究所及び工学研究所（それぞれ工業の科学技術に関する研究開発を行うものに限る。）

**【参考２】**

**中小企業基本法（抜粋）（昭和３８年法律第１５４号）**

（中小企業者の範囲及び用語の定義）

第二条 　この法律に基づいて講ずる国の施策の対象とする中小企業者は、おおむね次の各号に掲げるものとし、その範囲は、これらの施策が次条の基本理念の実現を図るため効率的に実施されるように施策ごとに定めるものとする。

一 　資本金の額又は出資の総額が三億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が三百人以下の会社及び個人であつて、製造業、建設業、運輸業その他の業種（次号から第四号までに掲げる業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

二 　資本金の額又は出資の総額が一億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、卸売業に属する事業を主たる事業として営むもの

三 　資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、サービス業に属する事業を主たる事業として営むもの

四 　資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が五十人以下の会社及び個人であつて、小売業に属する事業を主たる事業として営むもの

**３　補助対象事業**

(1)　自動車関連部品等の技術開発を行う事業

 (2)　自動車関連部品等の試作開発及び商談会出展等を行う事業

**４　事業期間**

　　交付決定日から平成28年３月15日までとします。

* 事業の開始日は、交付決定日以降となることに留意してください。

**５　補助対象経費**

　　補助対象事業に要する経費で、以下に掲げるものを対象とします。

ただし、汎用性があり、目的外使用になり得るもの（例えば、事務用のパソコン・プリンタ・タブレット端末・スマートフォン及びデジタル複合機など）の購入費は対象となりません。

|  |  |
| --- | --- |
| 経費 | 内容 |
| (1)機械装置費 | 機械装置の購入、製作、改良、据付、借用又は修繕に要する経費※取得価格が単価50万円未満であること。 |
| (2)工具器具費 | 工具器具の購入、製作、改良、借用又は修繕に要する経費※取得価格が単価50万円未満であること。 |
| (3)原材料費 | 補助対象事業に必要な開発等に使用する原材料及び副資材の購入に要する必要 |
| (4)外注加工費 | 材料等の加工に要する経費 |
| (5)専門家謝金 | 補助対象事業の開発に必要な技術的助言及び指導並びに労務の提供を外部から受けるために要する経費 |
| (6)旅費 | 補助対象事業に必要な旅行に要する経費 |
| (7)施設使用料 | 補助対象事業に必要な施設の使用に要する経費 |
| (8)分析測定費 | 開発に要する分析測定に要する経費 |
| (9)展示会等出展費 | 開発した技術を展示会等へ出展する場合に要する経費 |
| (10)その他、知事が特に必要と認める経費 |

**注）消費税及び地方消費税は、補助対象外となります。**

**６　補助率、補助限度額及び採択予定件数**

(1)　補　助　率：補助対象経費の２分の１以内

　(2)　補助限度額：１件当たり１００万円

　(3)　採択予定件数：１件程度

**７　事業スキーム**

　　まず、県に事業計画書を提出し、事業採択されたあとに、補助金交付を申請することになります。

岩手県

補助事業者

審査員

③　審査

①　公募

⑤　補助金交付申請

②　事業計画書提出

④　事業採択

⑥　補助金交付決定

（⑥-1　概算払等請求）

（⑥-2　概算払等）

⑦　完了・請求・実績報告

⑧　完了検査

⑨　補助金支払い

**８　応募手続き**

(1)　募集期間

　　　平成27年11月25日（水）から　平成27年12月7日（月）まで【必着】

(2)　提出書類

①　次の書類を提出してください。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 提出書類 | 様式 | 部数 |
| ⅰ　自動車関連産業重点強化支援事業（新技術開発重点支援事業）事業計画認定申請書 | P6　 別紙様式 | １部 |
| ⅱ　事業計画書 | P7　 別紙１ | １部 |
| ⅲ　収支予算書 | P10　別紙２ | １部 |
| ⅳ　定款（写し） |  | １部 |
| ⅴ　決算書の写し（直近２期分） |  | １部 |
| ⅵ　会社概要資料（パンフレット等） |  | １部 |

②　書類の体裁等

　　　　書類はA4版に片面印刷し、クリップ止めしてください（ホチキスは使用不可）。

　　③　備考

* 提出された書類等は返却しませんので、ご了承ください。
* 提出書類のほか、追加資料の提出及び説明を求めることがあります。
* 予算額に達した場合は、その時点で募集を終了することがあります。

(3)　提出先

次の提出先に郵送又は直接持参により提出してください。

【提出先】**岩手県商工労働観光部ものづくり自動車産業振興課**

**〒020-8570　岩手県盛岡市内丸１０－１**

※県庁舎２階の東側（県公会堂側）です。（電話：019-629-5530）

※郵送で提出する場合には、封筒の表に「自動車補助金計画書在中」と朱書きしてください。

**９　補助対象事業の採択**

　(1)　県が別途定める審査要領に基づき、書類審査等の方法により点数評価を行ったうえで、予算の範囲内で補助対象となる事業計画を採択します。

　(2)　審査においては、主に次の項目について確認します。

　　①　事業概要

目的の明確性、新規受注・取引拡大の有望性、県内サプライチェーンにおける役割の重要性など

②　事業計画

スケジュールの適切性、取り組み内容の妥当性など

　　③　その他

県施策との適合性など

　(3)　採択案件の決定後、応募者全員に対して、採択の可否の結果を文書にて通知します（10月下旬予定）。

**１０　補助金の支払い**

　補助金は、補助事業終了後に実績報告書及び証拠書類（事業に要した経費に係る請求書・領収書等）を提出いただき、検査による確認を経たうえで交付します。

　　　そのため、補助対象物件の支払いにあたっては、補助金が支払われるまでの間、立て替えて支払う必要があります。

**１１　補助事業者の義務**

　　本事業の交付決定を受けた場合には、以下の条件を遵守していただきます。

　(1)　交付決定を受けた後、**経費の配分若しくは内容を変更（知事が定める軽微な変更を除く。）しようとする場合**又は**補助事業を中止若しくは廃止しようとする場合**は、**事前に承認を得なければなりません**。

　(2)　補助事業が**予定期間内に完了しない場合**又は**補助事業の遂行が困難となった場合**には、**事前に報告して指示を受けなければなりません**。

　(3)　知事から指示があった場合には、補助事業の遂行状況について報告しなければなりません。

　(4)　必要に応じて、書類の提出を求めたり、事業場内への立入検査を行う場合があります。

　(5)　補助事業が完了したとき（補助事業の廃止の承認を受けたときを含む）は、補助金請求書に知事が定める書類を添えて提出しなければなりません。

(6)　補助事業の経理について他の経理と明確に区分して帳簿及び全ての証拠書類を整理し、その収支の状況を明らかにしておくとともに、これらの帳簿を補助事業が完了した日の属する事業年度の翌年度の４月１日から５年間保存しなければなりません。

＜お問合せ先＞

岩手県商工労働観光部ものづくり自動車産業振興課

電話：019-629-5530　　ＦＡＸ：019-629-5549

E-mail：jidousha @pref.iwate.jp

別紙様式

　　平成　　年　　月　　日

　岩手県知事　　　　　　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　住　所

企業名

代表者(職氏名)　　　　　　　　　　　　　　印

自動車関連産業重点強化支援事業（新技術開発重点支援事業）

事業計画認定申請書

平成27年度において標記事業計画の認定を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

１　事業計画名

２　事業計画に要する経費　　　　　金　　　　　　　　　　　円

３　補助金交付希望額　　　　　　　　金　　　　　　　　　　　円

４　事業完了予定年月日

　　平成　　年　　月　　日

（添付書類）

ⅰ）事業計画書（別紙１）

ⅱ）収支予算書（別紙２）

ⅲ）定款の写し

ⅳ）決算書の写し（直近２期分）

ⅴ）会社概要資料（パンフレット等）

別紙１

事業計画書

１　申請者の概要

|  |
| --- |
| (1)　企業概要 |
|  | 名称　 |  |
| 代表者名及び役職名　 |  |
| 住所　 |  |
| 本社所在地 | 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　(注）上記住所と同一の場合は記載不要 |
| 創業年月日 | 　　　年　　　　月　　　　日　（岩手県内での操業年数：　　　　　年） |
| 電話番号　　 |  | FAX番号　 |  |
| メールアドレス |  |
| 連絡者名及び役職名：　　 |  |
| 資本金(出資金) | 　千円　 | 従業員 | 　　　名 |
| 主たる業種 | （日本標準産業分類、中分類） |
| 主たる製品等 |  |
| (2)　経営状況　（注）直近２期分の実績を記載すること。　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（単位：千円） |
|  |  | ～ | ～ |
| 1. 売上高
 |  |  |
|  | （うち自動車関連分） |  |  |
| 1. 経常利益
 |  |  |
| 1. 当期利益
 |  |  |

２　事業の概要

|  |  |
| --- | --- |
| (1) 事業計画名 |  |
| (2) 事業の主たる実施場所 | 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 |
| (3) 事業実施期間 | 　　年　　月　　日～　　　　年　　月　　日 |
| (4) 事業の概要(注)開発する技術等について、簡潔に記載してください。 |  |
| (5) 他の補助金等の交付(申請)状況 |  |

３　補助事業の内容

(1)新技術開発の具体的な取組内容

|  |
| --- |
|  (注)事業を行う目的・手段について、工程ごとに見出しをつけつつ、不可欠な研究開発等を明確にしながら具体的な目標及びその具体的な達成手段を記載してください。 |

(2) 主な工程ごとのスケジュール

　事業実施期間：　　　年　　月　　日　～　　　年　　月　　日

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 取組み内容 | ４月 | ５月 | ６月 | ７月 | ８月 | ９月 | 10月 | 11月 | 12月 | １月 | ２月 | ３月 |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |

 (3) 実施体制

|  |
| --- |
| (注)新技術開発で実施する業務内容と、関わる関係者のそれぞれが担う役割を記載した実施体制図を簡潔に記した上で、外部機関等からの技術指導を受ける場合もその内容等を言及し、製品開発の実施過程で必要な技術等をどのように手立てするのかを具体的に記載してください。 |

 (4) 事業効果

|  |
| --- |
| (注) 事業実施による新規受注及び取引拡大の見通しについて、ターゲット企業・部品等を明らかにしながら、具体的に記載してください。 |

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 別紙２ |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  | 収支予算書 |  |  |  |  |  |
|  | １　収入 |  |  |  |  |  |  |  |  |  | 単位：円 |  |
|  | 区分 | 予算額 | 調達先 | 備考 |  |
|  | 補助金 | 　 | 　 | 　 |  |
|  | 自己資金 | 　 | 　 | 　 |  |
|  | 借入金 | 　 | 　 | 　 |  |
|  | その他 | 　 | 　 | 　 |  |
|  | 合計 | 0  | 　 | 　 |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  | ２　支出 |  |  |  |  |  |  |  |  |  | 単位：円 |  |
|  | 経費区分 | 事業に要する経費（消費税込みの額） | 補助対象経費（消費税抜きの額） | 補助金額 | 備考 |  |
|  | 機械装置費 | 　 | 0  | 　 | 　 |  |
|  | 工具器具費 | 　 | 0  | 　 |  |
|  | 原材料費 | 　 | 0  | 　 |  |
|  | 外注加工費 |  |  |  |  |
|  | 専門家謝金 |  |  |  |  |
|  | 旅費 |  |  |  |  |
|  | 施設使用料 |  |  |  |  |
|  | 分析測定費 |  |  |  |  |
|  | 展示会等出展費 |  |  |  |  |
|  | その他 | 　 | 0  | 　 |  |
|  | 合計 | 0  | 0  | 　 | 　 |  |
|  | 注）補助対象経費には、消費税は含まないこと。 |  |
|  | 　　「１　収入」の合計額と、「２　支出」のうち「事業に要する経費」の合計額が一致すること |  |
|  | ３　経費明細表 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  | 経費区分 | 積算内訳 | 計 | 備考 |
|  | 機械装置費 | 　 | 　 | 　 |
|  | 　 | 　 | 　 |
|  | 　 | 　 | 　 |
|  | 機械装置費小計 | 0  | 　 |
|  | 工具器具費 | 　 | 　 | 　 |
|  | 　 | 　 | 　 |
|  | 　 | 　 | 　 |
|  | 工具器具費小計 | 0  | 　 |
|  | 原材料費 | 　 | 　 | 　 |
|  | 　 | 　 | 　 |
|  | 　 | 　 | 　 |
|  | 原材料費小計 | 0  | 　 |
|  | 外注加工費 |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  | 外注加工費小計 | 0 |  |
|  | 専門家謝金 |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  | 専門家謝金小計 | 0 |  |
|  | 旅費 |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  | 旅費小計 | 0 |  |
|  | 施設使用料 |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  | 施設使用料小計 | 0 |  |
|  | 分析測定費 |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  | 分析測定費小計 | 0 |  |
|  | 展示会等出展費 |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  | 展示会等出展費小計 | 0 |  |
|  | その他 | 　 | 　 | 　 |
|  | 　 | 　 | 　 |
|  | 　 | 　 | 　 |
|  | その他小計 | 0  | 　 |
|  | 合計 | 0  | 　 |
|  | 注）必要に応じて、行の数や高さを変更して構わないこと。 |

　　　小数点以下は切り捨てること。